

平成24年3月19日

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
様

下諏訪町議会議長 濱 章 吉

地下水等水資源保全及び森林売買に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有が出来る事になっています。

一方、他のアジア諸国では、一部の国を除き外国人や外国法人の土地所有については、地域を限定または、事前許可制にするなどの制限を課しています。

こうした中、日本全国において外国資本が進出し、森林の買収が進められております。

昨年国連は世界の人口が70億人に達したと発表しました。経済協力開発機構は、2030年にはその世界人口の半数が深刻な水不足に直面すると警告しています。

日本では土地の私的所有権が諸外国に比べて極めて強く、地下水は原則土地所有者に取水する権利があることから、森林売買の目的が、地下水等の水資源獲得にあると言われております。

今後世界的に水資源が不足すると言われる中で、外国資本が我が国の豊かな水資源を獲得し、利益の追及によって森林資源を破壊し、水資源を枯渇させる事があってはなりません。

国土保全や森林の保全、水源涵養などの公益的な役割は国民生活の基盤に関わるものであり、国の責任で取り組むべき課題です。

よって、本町議会は、政府に対し外国資本による土地買収や、地下水等水資源の保全に関する下記の法整備を速やかに行うよう強く要望するものです。

記

- 1 森林及び林地の売買の実態を把握する為の法整備
- 2 外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築する為の法整備
- 3 地下水等水資源の保全及び管理に関する法整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。